

広島県警察本部告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の2の14第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月16日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

| 名 称 | 住所又は事務所の所在地 | 指定をした日 | 委託した公金事務に係る歳入等の内容 | 委託をした日 (委託期間) |
|---------------------|----------------------------|--------------|------------------------------|--|
| 公益財団法人 広島県交通安全協会 | 広島市佐伯区石 内南三丁目1番 1号 | 令和8年 4月1日 | 違反者講習に係る通 知手数料及び講習手 数料 | 令和8年4月1日 (令和8年4月1日～ 令和9年3月31日まで) |
| 株式会社可部 自動車学校 | 広島市安佐北区 可部南一丁目6 番17号 | 令和8年 4月1日 | 違反者講習に係る通 知手数料及び講習手 数料 | 令和8年4月1日 (令和8年4月1日～ 令和9年3月31日まで) |
| 株式会社アフ イス | 広島市安佐南区 伴西一丁目1番 1号 | 令和8年 4月1日 | 違反者講習に係る通 知手数料及び講習手 数料 | 令和8年4月1日 (令和8年4月1日～ 令和9年3月31日まで) |
| 株式会社山陽 自動車学校 | 福山市蔵王町 3815番地 | 令和8年 4月1日 | 違反者講習に係る通 知手数料及び講習手 数料 | 令和8年4月1日 (令和8年4月1日～ 令和9年3月31日まで) |